

任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文

目次

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）	三
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	四
○ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）	七
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）	九
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）	一三
○ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）	一五
○ 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）	一七
○ 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）	一九
○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）	二〇
○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）	二二
○ 原子力委員会設置法（昭和三十年法律第八十八号）	二三
○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）	二五
○ 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）	二七
○ 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）	二九
○ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）	三〇
○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	三二
○ 国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）	三四
○ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）	三六
○ 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	三七
○ 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）	三八
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	四〇

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	四二
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	四四
○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）	四六
○ 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）	四九
○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）	五一
○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	五三
○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	五五
○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）	五七
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）	五九
○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）	六六
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）	六七
○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）	七一

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>④・⑤（略）</p> <p>第三十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 前条第五項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。</p>	<p>第三十条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（新設）</p> <p>③・④（略）</p> <p>第三十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 前条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。</p>

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員）</p> <p>第二百五十条の九 委員は、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>3 6 （略）</p> <p>7 総務大臣は、次に掲げる委員を罷免するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 委員のうち二人が既に属している政党その他の政治団体に新たに属するに至つた委員</p>	<p>（委員）</p> <p>第二百五十条の九 委員は、優れた識見を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、総務大臣が任命する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために<u>両議院の同意を得ることができないときは</u>、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</p> <p>4 前項の場合においては、任命後最初の国会において<u>両議院の事後の承認を得なければならない</u>。この場合において、<u>両議院の事後の承認が得られないときは</u>、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</p> <p>5 8 （略）</p> <p>9 総務大臣は、<u>両議院の同意を得て</u>、次に掲げる委員を罷免するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>

(削る)

8| 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

9| 委員は、前三項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(削る)

10| 非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(削る)

11| (略)

(削る)

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 (略)

10| 総務大臣は、委員のうち二人が既に属している政党その他の政治団体に新たに属するに至つた委員を直ちに罷免するものとする。

11| 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

12| 委員は、第四項後段及び第八項から前項までの規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

13| 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

14| 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

15| 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

16| (略)

17| 委員の給与は、別に法律で定める。

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 (略)

254 (略)

5 第二百五十条の九第二項、第六項、第七項（第二号を除く。）及び第八項から第十項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第六項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第七項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第九項中「前三項」とあるのは「第六項、第七項（第二号を除く。）及び前項並びに第二百五十一条第四項」と読み替えるものとする。

254 (略)

5 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第二号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十一条第四項」と読み替えるものとする。

○ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 検査官の任期が満了したときは、当該検査官は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>④（略）</p> <p>第十九条の三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、院長が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め</p>	<p>第五条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（新設）</p> <p>③（略）</p> <p>第十九条の三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。</p> <p>② 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</p> <p>③ 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</p> <p>④⑥（略）</p> <p>⑦ 院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め</p>

るとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない
非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(削る)

⑥ (略)

(削る)

第十九条の五 削除

第十九条の六 第十九条の二から第十九条の四までに定めるものの
ほか、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に関し必要な事
項は、会計検査院規則で定める。

るとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない
非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷
免することができる。

⑧ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

⑨ (略)

⑩ 委員の給与は、別に法律で定める。

第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らし
た者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十九条の六 第十九条の二から前条までに定めるもののほか、会
計検査院情報公開・個人情報保護審査会に関し必要な事項は、会
計検査院規則で定める。

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人事官）</p> <p>第五条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 人事官の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を経ることができないときは、内閣は、第一項の規定にかかわらず、人事官を任命することができる。</p> <p>④ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちにその人事官を罷免しなければならない。</p> <p>⑤⑥⑦（略）</p> <p>（任期）</p> <p>第七条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 人事官の任期が満了したときは、当該人事官は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p>	<p>（人事官）</p> <p>第五条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（任期）</p> <p>第七条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（新設）</p>

④ (略)

(退職及び罷免)

第八条 人事官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

一 第五条第五項各号のいずれかに該当するに至つた場合

二・三 (略)

②④ (略)

(委員長及び委員の任命)

第一百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(削る)

(削る)

③ (略)

(退職及び罷免)

第八条 人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

一 第五条第三項各号の一に該当するに至つた場合

二・三 (略)

②④ (略)

(委員長及び委員の任命)

第一百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

② 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

③ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事

(身分保障)

第百六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する
場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一・二 (略)

三 役職員(第百六条の八に規定する政令で定める者を除く。)と
なつたとき。

四 (略)

(政治運動の禁止)

第百六条の十二 (削る)

委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は
積極的に政治運動をしてはならない。

(削る)

後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事
後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員
長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第百六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する
場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一・二 (略)

三 役職員(第百六条の八第一項に規定する政令で定める者を除
く。)となつたとき。

四 (略)

(服務)

第百六条の十二 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密
を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

② 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員と
なり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

③ 委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、
報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭
上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

第百六条の十三 削除

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第四項の規定に違反して任命を受諾した者

二 十一 (略)

十二 第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三 十八 (略)

(給与)

第百六条の十三 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項の規定に違反して任命を受諾した者

二 十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三 十八 (略)

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会長及び委員の任命）</p> <p>第三十七条の二 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p>	<p>（会長及び委員の任命）</p> <p>第三十七条の二 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</u></p> <p>2 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、<u>国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は委員を任命することができる。</u></p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会において<u>両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその会長又は委員を罷免しなければならない。</u></p> <p>（会長及び委員の服務等）</p> <p>第三十七条の六 会長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員とな</p>
<p>（非常勤の委員の政治運動の禁止）</p> <p>第三十七条の六 （削る）</p> <p>非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員とな</p>	

り、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(削る)

り、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3| 会長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(会長及び委員の給与)

第三十七条の七 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(削る)

○ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(組織) 第三条 (略) 255 (略) (削る) (削る) (削る)</p> <p>6 厚生労働大臣は、中央協議会の公益を代表する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は中央協議会の公益を代表する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。</p>	<p>(組織) 第三条 (略) 255 (略)</p> <p>6 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。</p> <p>7 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。</p> <p>8 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</p> <p>9 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。</p>

7|

(略)

10|

(略)

○ 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任命）</p> <p>第九十九条の三 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、総務大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>2 （略）</p> <p>（政治運動の禁止）</p> <p>第九十九条の四 非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>第九十九条の六 削除</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第九十九条の三 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、総務大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、<u>国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは</u>、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、<u>両議院の同意を得ないで委員を任命することができる</u>。この場合においては、<u>任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない</u>。</p> <p>3 （略）</p> <p>（服務）</p> <p>第九十九条の四 <u>国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六条、第九十八条から第二百二条まで及び第二百五条の規定は、委員に準用する。</u></p> <p>（退職）</p> <p>第九十九条の六 委員は、第九十九条の三第二項後段の規定による</p>

(罷免)

第九十九条の七 総務大臣は、委員が第九十九条の三第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第九十九条の八 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

(退職後の就職の制限)

第九十九条の九 委員であつた者は、その退職後一年間は、第九十九条の三第二項第三号及び第四号に掲げる職に就いてはならない。

両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免)

第九十九条の七 総務大臣は、委員が第九十九条の三第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第九十九条の八 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(退職後の就職の制限)

第九十九条の九 委員であつた者は、その退職後一年間は、第九十九条の三第三項第三号及び第四号に掲げる職についてはならない。

○ 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（任期） 第六条（略） 2（略） 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p>	<p>（任期） 第六条（略） 2（略） （新設）</p>

○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第二十二條 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第二十二條 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、<u>両議院の同意を得ることができないときは</u>、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、<u>委員長又は委員を任命することができる。</u></p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、<u>両議院の事後の承認を得なければならない。</u>この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは</u>、厚生労働大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。</p> <p>（給与）</p> <p>第二十八條 <u>委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。</u></p>

第二十八條及び第二十九條 削除

（特定行為の禁止）

第二十九条 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。

三 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任期） 第八条（略） 2（略） 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p>	<p>（委員の任期） 第八条（略） 2（略） （新設）</p>

○ 原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第五条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（委員長及び委員の罷免）</p> <p>第七条 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。</p>	<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第五条 委員長及び委員は、<u>両議院の同意を得て</u>、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、<u>国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは</u>、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で<u>両議院の承認を得なければならない</u>。この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは</u>、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。</p> <p>（委員長及び委員の罷免）</p> <p>第七条 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、<u>両議院の同意を得て</u>、これを罷免することができる。</p>

第九条及び第十条 削除

(非常勤の委員の政治運動の禁止)

第十一条 (削る)

非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長及び委員の給与)

第九条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長及び委員の服務)

第十条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし
てはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十一条 委員長及び非常勤の委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
 - 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
- 2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任命）</p> <p>第二十七条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第二十七条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、<u>両議院の同意を得ることができないときは</u>、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、<u>委員を任命することができる。</u></p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、<u>両議院の事後の承認を求めなければならない。</u>この場合において、<u>両議院の事後の承認を受けることができないときは</u>、厚生労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。</p> <p>（給与）</p> <p>第三十四条 委員の給与は、別に法律で定める。</p>
第三十四条 削除	

(政治活動の禁止)

第三十五条 (削る)

非常勤の委員は、在任中、国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

(特定行為の禁止)

第三十五条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をする事。
- 二 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

○ 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(委員)</p> <p>第十五条 委員は、不動産の鑑定評価に関する事項又は土地に関する制度について学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 5 委員は、<u>第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合</u>においては、その職を失うものとする。</p> <p>6 国土交通大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな<u>いと認める</u>とき、又は委員に職務上の義務違反<u>その他委員たるに</u>適しない行為があると認めるときは、これを罷免することができ</p>	<p>(委員)</p> <p>第十五条 委員は、不動産の鑑定評価に関する事項又は土地に関する制度について学識経験を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、国土交通大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、<u>国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは</u>、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、<u>同項に定める資格を有する者のうちから</u>、委員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、<u>任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない</u>。この場合において、<u>両議院の事後の承認が得られないときは</u>、国土交通大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。</p> <p>4 7 委員は、<u>第四項各号の一に該当するに至つた場合</u>においては、その職を失うものとする。</p> <p>8 国土交通大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな<u>いと認める</u>とき、又は委員に職務上の義務違反<u>その他委員たるに</u>適しない行為があると認めるときは、<u>両議院の同意を得て</u>、これ</p>

る。

(非常勤の委員の政治運動の禁止)

第十八条 (削る)

非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(削る)

第十九条及び第二十条 削除

を罷免することができる。

(委員の服務)

第十八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2| 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3| 常勤の委員は、在任中、国土交通大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第十九条 委員の給与は、別に法律で定める。

第二十条 削除

○ 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（任期） 第八条（略） 2（略） 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p>	<p>（任期） 第八条（略） 2（略） （新設）</p>

○ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任命）</p> <p>第百十三条 委員は、人格が高潔であつて、公害問題に関する識見を有し、かつ、医学、法学その他公害に係る健康被害の補償に関する学識経験を有する者のうちから、環境大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（政治運動の禁止）</p> <p>第百二十三条 （削る）</p> <p>非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員とな</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第百十三条 委員は、人格が高潔であつて、公害問題に関する識見を有し、かつ、医学、法学その他公害に係る健康被害の補償に関する学識経験を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、環境大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、環境大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、<u>両議院の事後の承認を得なければならぬ</u>。この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは、環境大臣は、その委員を罷免しなければならない。</u></p> <p>（服務）</p> <p>第百二十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は</p>

り、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(削る)

第二百二十四条及び第二百五条 削除

第四百四十五条 第二十三条第三項又は第四百四十五条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、環境大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

(給与)

第二百二十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

第二百五条 削除

第四百四十五条 第二十三条第三項、第四百四十五条第三項又は第四百四十五条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任命）</p> <p>第四百七条 委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>（委員の罷免）</p> <p>第四百九条 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第四百七条 委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、総務大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で<u>両議院の事後の承認を得なければならない</u>。この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは</u>、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</p> <p>（委員の罷免）</p> <p>第四百九条 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、<u>両議院の同意を得て</u>、これを罷免することができる。</p>

〔非常勤の委員の政治運動の禁止〕

第百五十条 (削る)

非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(削る)

第百五十一条 削除

〔委員の服務〕

第百五十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはな

らない。その職を退いた後も同様とする。

2| 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3| 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

〔委員の給与〕

第百五十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

○ 国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組織）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 委員は、国会等の移転に関し、行財政改革を含めた各分野において優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>3 4 （略）</p> <p>5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな いと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに 適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することが できる。</p>	<p>（組織）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 委員は、国会等の移転に関し、行財政改革を含めた各分野にお いて優れた識見を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て、内 閣総理大臣が任命する。</u></p> <p>3 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両 議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項 の規定にかかわらず、<u>同項に定める資格を有する者のうちから、 委員を任命することができる。</u></p> <p>4 前項の場合においては、任命後最初の国会で<u>両議院の事後の承 認を得なければならない。</u>この場合において、<u>両議院の事後の承 認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免 しなければならない。</u></p> <p>5 6 （略）</p> <p>7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな いと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに 適しない非行があると認めるときは、<u>両議院の同意を得て、その 委員を罷免することができる。</u></p>

(削る)

6|

(略)

8|

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

9|

(略)

○ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組織） 第六条（略） 2～5（略） 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p>	<p>（組織） 第六条（略） 2～5（略） 6（新設）</p>
7～9（略）	6～8（略）

○ 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員の任期） 第二十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総裁、副総裁及び審議委員の任期が満了したときは、当該総裁、副総裁及び審議委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p>	<p>（役員の任期） 第二十四条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第十二条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。</p>	<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第十二条 委員長及び委員は、<u>両議院の同意を得て</u>、内閣総理大臣が任命する。</p>
<p>（削る）</p>	<p>2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、<u>内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。</u></p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、<u>両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。</u></p>
<p>第十六条及び第十七条 削除</p>	<p>（委員長及び委員の服務等）</p> <p>第十六条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 委員長及び委員は、<u>在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</u></p> <p>3 委員長及び委員は、<u>在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を</u></p>

除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員長及び委員の給与)

第十七条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

改正案	現行
<p>第三十条 削除</p> <p>（議員の罷免）</p> <p>第三十二条 内閣総理大臣は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号に掲げる議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。</p>	<p>（議員の任命）</p> <p>第三十条 内閣総理大臣は、前条第一項第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。</p> <p>2 前条第一項第六号に掲げる議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる議員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。</p> <p>（議員の罷免）</p> <p>第三十二条 内閣総理大臣は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号に掲げる議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。</p>

(議員の服務)

第三十三條 第二十九條第一項第五号に掲げる議員(一般職の国家公務員であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第二十九條第一項第五号及び第六号に掲げる議員(同号に掲げる議員にあつては、非常勤のものに限る。)は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 第二十九條第一項第五号に掲げる議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(議員の給与)

第三十四條 第二十九條第一項第五号に掲げる議員の給与は、別に法律で定める。

(議員の服務)

第三十三條 第二十九條第一項第五号及び第六号に掲げる議員(同項第五号に掲げる議員にあつては、一般職の国家公務員であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第二十九條第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 第二十九條第一項第五号及び第六号に掲げる議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(議員の給与)

第三十四條 第二十九條第一項第五号及び第六号に掲げる議員の給与は、別に法律で定める。

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任命）</p> <p>第十二条 委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（委員の罷免）</p> <p>第十四条 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。ただし、第十二条第二項の委員については、あらか</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第十二条 委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、総務大臣が任命する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、<u>第一項の規定にかかわらず</u>、委員を任命することができる。</p> <p>4 前項の場合においては、任命後最初の国会で<u>両議院の承認を得なければならない</u>。この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは</u>、総務大臣は、<u>直ちにその委員を罷免しなければならない</u>。</p> <p>（委員の罷免）</p> <p>第十四条 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、<u>両議院の同意を得て</u>、これを罷免することができる。ただし、第十二条第二項の委</p>

じめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の長及び議会の議長
の各連合組織の意見を聴かなければならない。

第十五条及び第十六条 削除

員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公
共団体の長及び議会の議長の各連合組織の意見を聴かなければな
らない。

(委員の兼職等の制限)

第十五条 地方財政審議会の委員は、在任中、総務大臣の許可のあ
る場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業
を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならな
い。

(委員の給与)

第十六条 委員の給与は、別に法律で定める。

(政令への委任)

第十七条 第九条から第十四条までに規定するもののほか、地方財
政審議会の組織、所掌事務、職員その他地方財政審議会に關し必
要な事項については、政令で定める。

(政令への委任)

第十七条 第九条から前条までに規定するもののほか、地方財政審
議会の組織、所掌事務、職員その他地方財政審議会に關し必要な
事項については、政令で定める。

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任命）</p> <p>第十八条 委員は、年齢三十五年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>2 （略）</p> <p>（委員の罷免）</p> <p>第二十条 国土交通大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免す</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第十八条 委員は、年齢三十五年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、国土交通大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で<u>両議院の事後の承認を得なければならない</u>。この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは、国土交通大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（委員の罷免）</p> <p>第二十条 国土交通大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、<u>両議院の同意</u></p>

ることができる。

(非常勤の委員の政治運動の禁止)

第二十一条 (削る)

非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(削る)

を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務等)

第二十一条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2| 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3| 常勤の委員は、在任中、国土交通大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第二十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

第二十一条 削除

○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会長及び委員の任命）</p> <p>第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員（検察官を除く。）としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないものうちから、内閣が任命する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（会長及び委員の任命）</p> <p>第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員（検察官を除く。）としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないものうちから、<u>両議院の同意を得て、内閣が任命する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、<u>国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。</u></p> <p>4 前項の場合においては、<u>任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。</u>この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちに、その会長又は第二項に規定する委員以外の委員を罷免しなければならない。</u></p>

(身分保障)

第十六条 会長又は委員(第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条及び第十八条第二項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一〜三 (略)

(服務)

第十八条 (略)

2 非常勤の会長及び非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
(削る)

第十九条 削除

(この法律の所掌)

第四十四条 この法律に基づく職員の仕事に係る倫理の保持に関する内閣総理大臣の所掌する事務は、第四条、第五条第六項、第十

(身分保障)

第十六条 会長又は委員(第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一〜三 (略)

(服務)

第十八条 (略)

2 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(給与)

第十九条 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(この法律の所掌)

第四十四条 この法律に基づく職員の仕事に係る倫理の保持に関する内閣総理大臣の所掌する事務は、第四条、第五条第六項、第十

四条及び第十七条に定める事務に関するもののほか、国家公務員倫理規程並びに第四十二条第一項及び次条の政令に関するものに
限られるものとする。

2
(略)

四条、第十七条及び第十八条第三項に定める事務に関するもの
ほか、国家公務員倫理規程並びに第四十二条第一項及び次条の政令に関するものに限られるものとする。

2
(略)

○ 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任命）</p> <p>第二十九条 委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>（委員の任命）</p> <p>第三十一条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第二十九条 委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、<u>任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。</u>この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</u></p> <p>（委員の罷免）</p> <p>第三十一条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、<u>両議院の同意を得て</u>、これを罷免することができる。</p>

〔非常勤の委員の政治運動の禁止〕

第三十二条 (削る)

非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(削る)

第三十三条 削除

〔委員の服務〕

第三十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはな

らない。その職を退いた後も同様とする。

2| 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3| 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

〔委員の給与〕

第三十三条 委員の給与は、別に法律で定める。

○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（委員）</p> <p>第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>2 4 </p> <p>（略）</p> <p>5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第十七条・第十八条）</p> <p>附則</p> <p>（委員）</p> <p>第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、<u>国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができな</u>いときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、<u>同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</u></p> <p>3 前項の場合においては、<u>任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。</u>この場合において、<u>両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</u></p> <p>4 6 </p> <p>（略）</p> <p>7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな</p>

<p>いと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに 適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することが できる。</p> <p>(削る)</p> <p>6 非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員とな り、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>いと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに 適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その 委員を罷免することができる。</p> <p>8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。</p> <p>9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は 積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、 報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭 上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p> <p>11 委員の給与は、別に法律で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任命）</p> <p>第三十五条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第三十五条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、<u>国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは</u>、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で<u>両議院の事後の承認を得なければならない</u>。この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは</u>、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</p>
<p>（非常勤の委員の政治運動の禁止）</p> <p>第三十九条 （削る）</p>	<p>（委員の服務）</p> <p>第三十九条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は</p>
<p>非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員とな</p>	

り、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(削る)

第四十条 削除

積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第四十条 委員の給与は、別に法律で定める。

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第六条 委員長及び委員は、優れた識見を有する者のうちから、法務大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p>	<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第六条 委員長及び委員は、優れた識見を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、法務大臣が任命する。</p>
<p>2 </p> <p>（削る）</p> <p>（非常勤の委員の政治運動の禁止等）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 非常勤の委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>2 </p> <p>（委員長及び委員の服務等）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>3 </p> <p>委員長及び常勤の委員は、在任中、法務大臣の許可がある場合</p>
	<p>3 </p> <p>前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、<u>両議院の事後の承認を得られないときは</u>、法務大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。</p> <p>4 </p> <p>（略）</p>

(削る)

(委員長及び委員の罷免)

第九条 (略)

2 法務大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、その委員長又は委員を罷免することができる。

3 法務大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなったときは、同一の政党に属する者が二人になるように、委員長又は委員を罷免するものとする。

4 (略)

を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長及び委員の罷免)

第九条 (略)

2 法務大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員長又は委員を罷免することができる。

3 法務大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなったときは、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。

4 (略)

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員）</p> <p>第三十三条 委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、経済産業大臣が任命する。</p> <p>（削る）</p>	<p>（委員）</p> <p>第三十三条 委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、<u>両議院の同意を得て</u>、経済産業大臣が任命する。</p> <p>2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、<u>経済産業大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</u></p>
<p>（削る）</p> <p>2 5 </p> <p>（略）</p> <p>6 経済産業大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな</p>	<p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で<u>両議院の事後の承認を得なければならない。</u>この場合において、<u>両議院の事後の承認が得られないときは、経済産業大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</u></p> <p>4 7 </p> <p>（略）</p> <p>8 経済産業大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな</p>
<p>いと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>（削る）</p>	<p>9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。</p> <p>いと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、<u>両議院の同意を得て</u>、その委員を罷免することができる。</p>

7|
(略)

第四十四条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

10| その職を退いた後も同様とする。
(略)

第四十四条 第二十六条又は第三十三条第九項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 削除</p> <p>十三〇十六 （略）</p> <p>十七 総合科学技術会議の常勤の議員（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十九条第一項第五号に掲げる議員に限る。以下同じ。）</p> <p>十八から四十一まで 削除</p>	<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員</p> <p>十三〇十六 （略）</p> <p>十七 総合科学技術会議の常勤の議員</p> <p>十八 原子力委員会委員長</p> <p>十八の二 再就職等監視委員会委員長</p> <p>十九 証券取引等監視委員会委員長</p> <p>二十 公認会計士・監査審査会会長</p> <p>二十一 中央更生保護審査会委員長</p> <p>二十二 削除</p> <p>二十三 社会保険審査会委員長</p> <p>二十四 削除</p>

二十五 食品安全委員会の常勤の委員

二十六 原子力委員会の常勤の委員

二十七 削除

二十八 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員

二十八の二 公益認定等委員会の常勤の委員

二十九 証券取引等監視委員会委員

三十 公認会計士・監査審査会の常勤の委員

三十一 地方財政審議会委員

三十二 国地方係争処理委員会の常勤の委員

三十三 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員

三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員

三十五 削除

三十六 労働保険審査会の常勤の委員

三十七 社会保険審査会委員

三十八 運輸審議会の常勤の委員

三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員

四十 削除

四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

四十二～四十五 (略)

四十六 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の委員

四十七 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員

四十二～四十五 (略)

四十六及び四十七 削除

四十八～五十 (略)

五十一 総合科学技術会議の非常勤の議員(内閣府設置法第二十九條第一項第五号に掲げる議員に限る。)

五十二から五十四まで 削除

五十五 (略)

五十六から六十九まで 削除

四十八～五十 (略)

五十一 総合科学技術会議の非常勤の議員

五十二 食品安全委員会の非常勤の委員

五十三 原子力委員会の非常勤の委員

五十四 削除

五十五 (略)

五十六 国会等移転審議会委員

五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員

五十七の二 公益認定等委員会の非常勤の委員

五十七の三 再就職等監視委員会委員

五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員

五十九 国地方係争処理委員会の非常勤の委員

六十 電気通信紛争処理委員会の非常勤の委員

六十一 電波監理審議会委員

六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員

六十三 削除

六十四 労働保険審査会の非常勤の委員

六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員

六十五の二 調達価格等算定委員会委員

六十六 運輸審議会の非常勤の委員

七十〽七十五 (略)

第三条 (略)

2 第一条第九号又は第十七号に掲げる特別職の職員の俸給月額
は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、
前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分
に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

- 一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十二万二千元
- 二 第一条第十七号に掲げる特別職の職員 百十九万八千元

(削る)

3 (略)

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、総務大臣
に協議しなければならない。

- 一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九
号又は第十七号に掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定め

六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員

六十八 削除

六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員

七十〽七十五 (略)

第三条 (略)

2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職
の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額
により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる
特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることがで
きる。

- 一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十二万二千元
- 二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員
百十九万八千元

三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員
百十九万八千元又は百五万五千元

3 (略)

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、総務大臣
に協議しなければならない。

- 一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九
号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受

ようとするとき。

二・三 (略)

第四条 第一条第十三号から第十七号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得（国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与に係るものを除く。）が政令で定める基準に該当することとなる者には、第二条に規定する給与は、支給しない。

2 (略)

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
(略)	(略)
(略)	(略)
内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円
内閣官房副長官	
副大臣	
(削る)	
公正取引委員会委員長	一、四三四、〇〇〇円
原子力規制委員会委員長	
宮内庁長官	
(略)	

ける俸給月額を定めようとするとき。

二・三 (略)

第四条 第一条第十二号から第四十一号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得（国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与に係るものを除く。）が政令で定める基準に該当することとなる者には、第二条に規定する給与は、支給しない。

2 (略)

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
(略)	(略)
(略)	(略)
内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円
内閣官房副長官	
副大臣	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	
公正取引委員会委員長	一、四三四、〇〇〇円
原子力規制委員会委員長	
宮内庁長官	
(略)	

<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 (削る)</p> <p>公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p> <p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) 東宮大夫</p>	
	<p>一、一九八、〇〇〇円</p> <p>一、〇五五、〇〇〇円</p>

<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員</p> <p>公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p> <p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p> <p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の</p>	
	<p>一、一九八、〇〇〇円</p> <p>一、〇五五、〇〇〇円</p>



委員
電気通信紛争処理委員会の常勤
の委員
中央更生保護審査会の常勤の委
員
労働保険審査会の常勤の委員
社会保険審査会委員
運輸審議会の常勤の委員
土地鑑定委員会の常勤の委員
公害健康被害補償不服審査会の
常勤の委員

九三二、〇〇〇円

○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第五号から第十七号までに掲げる職員並びに各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれらに相当する職務にある者をいう。</p> <p>三 十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第五号から第四十一号までに掲げる職員並びに各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれらに相当する職務にある者をいう。</p> <p>三 十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公務員の政治的行為の制限等に関する規定の適用除外）</p> <p>第百条の二 国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日まで の間に公務員（日本銀行の役員（日本銀行法（平成九年法律第八 十九号）第二十六条第一項に規定する役員をいう。）を含む。）が 行う行為であつて、専ら国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又 は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同 じ。）及び憲法改正に関する意見の表明並びにこれらに必要な行為 としてされるものについては、次に掲げる規定は適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十条の 九第十項</u>（同法第二百五十一条第五項において準用する場合を 含む。）</p> <p>四 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）<u>第十九条の三 第六項</u></p> <p>五 （略）</p> <p>六 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）<u>第二百二条第一 項及び第三項</u>（これらの規定を同法第六条第二項及び裁判所職 員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準</p>	<p>（公務員の政治的行為の制限等に関する規定の適用除外）</p> <p>第百条の二 国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日まで の間に公務員（日本銀行の役員（日本銀行法（平成九年法律第八 十九号）第二十六条第一項に規定する役員をいう。）を含む。）が 行う行為であつて、専ら国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又 は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同 じ。）及び憲法改正に関する意見の表明並びにこれらに必要な行為 としてされるものについては、次に掲げる規定は適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十条の 九第十四項</u>（同法第二百五十一条第五項において準用する場合 を含む。）</p> <p>四 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）<u>第十九条の三 第九項</u></p> <p>五 （略）</p> <p>六 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）<u>第二百二条第一 項及び第三項</u>（これらの規定を同法第六条第二項並びに電波法 （昭和二十五年法律第三百三十一号）<u>第九十九条の四</u>及び裁判所</p>

用する場合並びに教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十八条第一項(同法第三十条において準用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場合を含む。)並びに第百六条の十二

七 (略)

八 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三十七条の六

九 (略)

九の二 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第九十九条の

四

十 (略)

十一 削除

十二〜十三 (略)

十四 原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)第十

一条

十五 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律

第百二十六号)第三十五条

十六 (略)

職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)において準用する場合並びに教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十八条第一項(同法第三十条において準用する場合を含む。)においてこれらの規定の例による場合を含む。)並びに第百六条の十二第二項

七 (略)

八 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三十七条の六第二項

九 (略)

(新設)

十 (略)

十一 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第百六号)第二十九条(第一号に係る部分に限る。)

十二〜十三 (略)

十四 原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)第十

一条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項

十五 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律

第百二十六号)第三十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)

及び第二項

十六 (略)

十七 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第十八条

十八・十九（略）

二十 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二百二十三条

二十一（略）

二十二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百五十条

二十三（略）

二十四 削除

二十五（略）

二十六 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十一条

二十七・二十八（略）

二十九 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第三十二条

三十 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第四项第六项

三十一・三十二（略）

三十三 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

十七 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第十八条第二项

十八・十九（略）

二十 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二百二十三条第二项

二十一（略）

二十二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百五十条第二项

二十三（略）

二十四 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第十六条第二项

二十五（略）

二十六 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十一条第二项

二十七・二十八（略）

二十九 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第三十二条第二项

三十 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第四条第九项

三十一・三十二（略）

三十三 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

三十四～三十六 (略) (平成十八年法律第四十九号) 第三十九条

三十四～三十六 (略) (平成十八年法律第四十九号) 第三十九条第二項

○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別職給与法の特例）</p> <p>第十七条 特例期間においては、特別職給与法第一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公務員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使（国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。）</p> <p>百分の二十</p> <p>三 検査官（会計検査院長を除く。）、人事官（人事院総裁を除く。）、特別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、公正取引委員会委員、同条第十四号から第十七号までに掲げる者（原子力規制委員会委員長を除く。）、侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全権大使（前号に掲げる者を除く。）及び特命全権公使 百分の十</p>	<p>（特別職給与法の特例）</p> <p>第十七条 特例期間においては、特別職給与法第一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公務員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、<u>国家公務員倫理審査会の常勤の会長</u>、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使（国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。） 百分の二十</p> <p>三 検査官（会計検査院長を除く。）、人事官（人事院総裁を除く。）、特別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、<u>国家公務員倫理審査会の常勤の委員</u>、公正取引委員会委員、同条第十四号から第四十一号までに掲げる者（原子力規制委員会委員長を除く。）、侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全権大使（前号に掲げる者を除く。）及び特命全権公使 百分の十</p>

2
·
3
(略) 四·五 (略)

2
·
3
(略) 四·五 (略)